

平成 30 年 4 月 6 日

『KHK/JAIMA S 0\*\*\* 超臨界流体抽出装置／クロマトグラフィーシステム  
に関する基準』の制定（予定）のご案内

高圧ガス保安協会  
高圧ガス部

1 新たな高圧ガス保安法の適用除外について

平成 28 年 11 月 1 日施行の高圧ガス保安法施行令等の改正に伴い、一定の要件を満たした分析機器内の高圧ガスは法の適用除外となりました。これにより、高圧ガスの製造設備として高圧ガス保安法の規制を受けていた超臨界流体抽出装置／超臨界流体クロマトグラフィーシステム（SFE/SFC）は、一定の要件を満たすことで法の適用除外となることとなりました。

2 『KHK/JAIMA S 0\*\*\* 超臨界流体抽出装置／クロマトグラフィーシステムに関する基準』の制定について

一般社団法人日本分析機器工業会（JAIMA）と高圧ガス保安協会（KHK）は、法の適用除外となって以降も SFE/SFC を使用するユーザーの保安を確保するための自主基準が必要と考え、高圧ガス保安法の考え方を尊重し、装置の製造・販売をするメーカー向けに共同規格『KHK/JAIMA S 0\*\*\* 超臨界流体抽出装置／クロマトグラフィーシステムに関する基準』（以下「本基準」という。）を制定することといたしました。

現在、本基準の制定に向けた検討を進めており、平成 30 年 5 月中の制定を予定しております。

3 認証制度創設の検討

本基準は、装置を製造・販売するメーカー向けの基準とし、本基準の中で装置及びカラムに係る技術上の基準を定めております。

KHK は、本基準の制定後、本基準で要求する装置及びカラムに係る技術上の基準への適合確認を行い、認証する制度の創設を検討しております。今後、認証制度の創設が決まり次第別途ご案内させていただきます。